

◆ 8月は、人権強調月間です。なぜ、8月なのでしょう？

私たちのまちには、「一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きるまち えたじま」というまちづくりの基本理念があります。

この言葉は、単なるスローガンではありません。

私たち「まち(市役所・行政)」が、市民の皆さんと交わしている「一番大切な約束」の形です。

日本の国の一番の決まりである憲法には、「皆さんの基本的人権を絶対を守る」という、国からの約束が書かれています。

そして、まちの決まり(地方自治法)には、「まち(市役所・地方自治体)の仕事(本旨)は、住民の皆さんの幸福を増進するためにある」と定められています。

では、市民の皆さんの「人権」や「幸福」とは、日々の暮らしの中で、ということなのでしょう。

それは、一人ひとりが、生まれた時から持っている「自分だけの宝物(その人らしさ)」を大切に、毎日安心して笑顔で生きていけることです。

こどもたちが元気に学び、お年寄りが安心して暮らし、どんな境遇にあっても「ここにいていいんだ」と思えること。その一人ひとりの当たり前の暮らしと尊厳を、決して誰にも奪わせない、そして私たち行政自身が全力で支える、という約束です。

道路を直すことも、健康診断のお知らせを届けることも、学校や福祉の仕組みを整えることも。私たちのまちのすべての仕事は、皆さんの「自分らしく生きる権利」を保障し、このまちで共に幸せに生きていくための「約束の実行」なのです。

なぜ、私たちがここまで「約束」にこだわるのか。

それは、歴史の中で、国や行政がその約束を十分に果たせず、社会の仕組みのゆがみや差別によって、苦しむ人たちを見過ごしてしまった過去があるからです。

今から約 60 年前、1965 年の 8 月に「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である。」という宣言(同和対策審議会答申)が出されました。全国で 8 月が「人権強調月間」とされているのは、私たち行政が「二度とその約束を忘れない。差別をなくし、一人ひとりの人権を守り抜くことこそが、私たちの最大の責任である」と、深く心に刻み直した時だからです。

私たちは、皆さんの暮らしの中にいます。

皆さんがご自身の宝物を大切に、隣の人の宝物も思いやる「温かい地域のつながり」を築いてくださる時、私たち行政は、その暮らしの足元を支える大地として、共に歩み続けます。

一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きるまち えたじま。

この約束を、皆さんと一緒に、日々の暮らしの中で一つずつ形にするために歩み続けます。

